

給与明細の作り方

STEP 3 ; 給与から差し引く雇用保険の額

ここでは給与明細のうち、この部分の記載方法を解説します。

				氏名 ;		様	
年		月分		給与明細書			
計算期間	自	月	日				
	至	月	日				
(単位 ; 円)							
勤怠		支給		控除		その他	
出勤日数		基本給		健康保険料		年末調整還付	
実働時間		時間外手当		介護保険料		年末調整徴収	
				厚生年金			
		通勤費		雇用保険料			
				(社保 小計)	(0)	合計	0
				所得税			
				住民税		差引支給額	
							0
		合計	0	合計	0		

ポイント 1

雇用保険についての基本

所定労働時間が「週 20 時間以上」で「今後 31 日以上の今後の雇用見込み」がある従業員が加入できます。

そもそも雇用保険は“労働者”が失業した場合に必要な給付を行うためのものです。

よって、そのような配慮を行う必要のない「社長と同居の配偶者」は雇用保険には加入できません。

配偶者でなくても、会社の取締役・役員は原則として雇用保険に加入できません。但し、中には取締役であると同時に「従業員としての役割」もこなしているような場合は一定の手続きをすれば加入できます。

ポイント 2

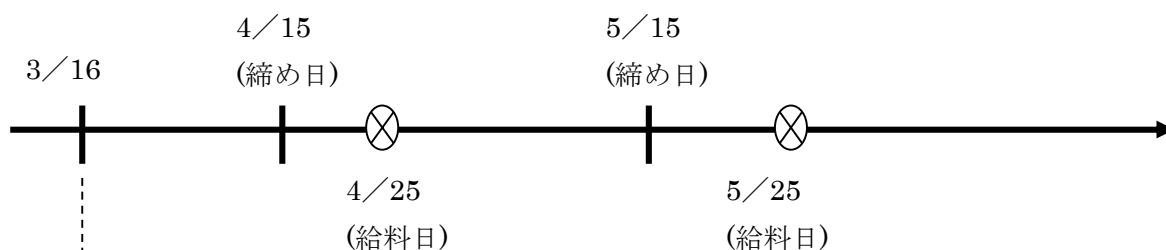
「給与の締め日が基準」、と「その都度計算」というルールについて

月末日を基準とする健保・厚生年金とは違い、雇用保険料は**給与計算の締め日時点で考えます**。つまり、**締め日時点で従業員が加入者かどうか**で雇用保険を給料から差し引くかが決まります。

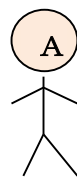
差し引く金額は健保・厚生年金とは違い、**その都度発生する給与の金額に料率をかけて計算します**。

では、具体的に見てみましょう。

(例 1 ; 15 日締)

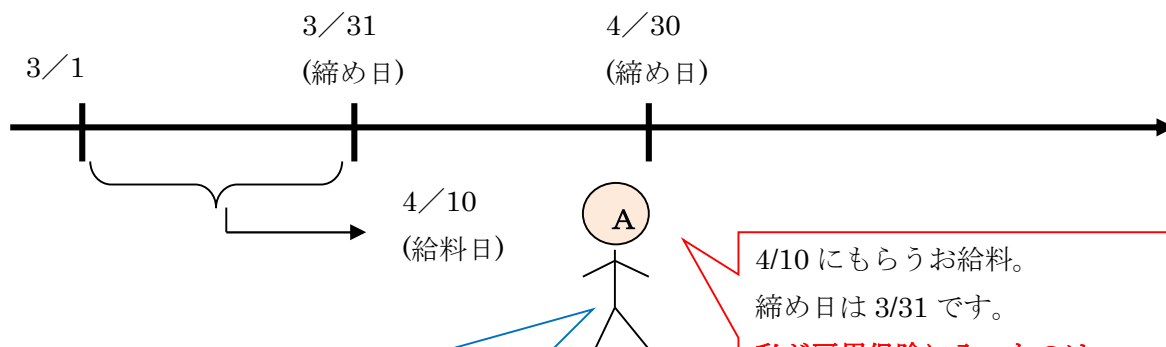


4/1 から雇用保険に加入した私。
4/15 の給料締め日現在で
「雇用保険加入」状態なので、
4/25 にもらう給料でさっそく、
雇用保険料が差し引かれます！



4月1日から雇用保険に
加入することになった、
従業員Aさん

(例 2 ; 未締め)



なので、4/1 から雇用保険に入る手続きをした
私は、4/30 の時点なら「雇用保険加入状態」
なので、5/10 にもらうお給料から雇用保険料が
差し引かれます。

4/10 にもらうお給料。
締め日は 3/31 です。
私が雇用保険に入ったのは
4月なので、3/31 の締め日の
時点では「未加入」状態です。

では、実際に給料明細の雇用保険料の欄を記入しましょう。

令和2年度の雇用保険料率					
事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	③ 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		④+⑤ 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ ※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

① まず、厚生労働省のサイトなどで
「最新の雇用保険料率」を確認しましょう。

そして、この部分の数字を確認します。

※農林水産業と建設業は下欄です。



勤怠		支給		控除	
出勤日数	18日	基本給	180,000	健康保険料	
実働時間	130時間	時間外手当	7,500	介護保険料	
				厚生年金	
		通勤費	3,000	雇用保険料	
				(社保 小計)	(28
				所得税	
				住民税	
		合計	190,500	合計	2

② 次に、給与明細のこの部分の金額を確認します。
通勤費も含めた支給合計額が基準です。

この部分の金額に、上記①で確認した雇用保険料率をかけます。
左の例では $190,500 \text{ 円} \times 3/1000 = 571.5$ です。

端数は0.5円以下は切り捨て、0.51円以上は切り上げますので、この場合は571円が給与から差し引く雇用保険料となります。

支給		控除	
基本給	180,000	健康保険料	9,633
時間外手当	7,500	介護保険料	1,700
		厚生年金	17,385
通勤費	3,000	雇用保険料	571
		(社保 小計)	(29,289)
		合計	

これで「控除」のうち雇用保険料についての基本形は完成です。